

口蹄疫の「病原体」は何か

野中公彦 みやざき・市民オンブズマン

「原発村」同様の「家畜疾病村」には、「口蹄疫ワクチン接種動物の抗体検査を認めない掟」が存在する。

口蹄疫は、ワクチンで予防出来る本来軽い動物の病気である。口蹄疫対策は、「家畜疾病村」の都合で捻じ曲げられ法律の目的も無視されている。

1. 家畜疾病村の掟

1-1 密室談合の審議会

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会は、2010年に発生した口蹄疫の防疫対応が捻じ曲げられた隠れ蓑となった。同委員会第10回から第15回（宮崎県における口蹄疫発生に関する審議）は、概要と称した結論しか公表されていない。その為同委員会第10回から第15回までの議事録の情報公開請求を行ったが、結果は全非公開であった。

1-2 なりふり構わない隠蔽

非公開に対し異議を申し立て、農水省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問、その際同省が提出した「非公開処分を維持することについての弁明書」の写しが審査会事務局より送付されてきた。その内容は、要約すると以下ようになる。

「本小委員会は、個人の財産である家畜に対し殺処分を強制する等、強制的な権限を行使する前提となり、その責任・重要性は極めて重い。議事録が公開されると責任を問われることをおそれ、専門的・技術的な観点からなされるべき議論がなされなくなるおそれが極めて高い。このため、本小委員会の議事録は、情報公開法第5条第6号において、不開示となる「公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当する。」

（原文等は、以下HP参照）

<http://www.miyazaki-ombuds2.org/kouteieki.php>

農水省の主張は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の目的に真向から対立する詭弁で悪質な隠蔽行為に過ぎない。

1-3 嘘に基づく特措法

農水省の弁明書には、以下の記述がある。

(1) 宮崎県における口蹄疫の発生概要

宮崎県において、昨年4月20日、国内では10年ぶりに口蹄疫の発生が確認された。発生農場は計292農場に及び、患畜等以外の家畜に殺処分を前提としたワクチン接種を行ったことから、殺処分家畜は約29万頭に至り、我が国の畜産業に甚大な被害をもたらした。

筆者による上記下線部のようにワクチン接種動物を殺処分するため、口蹄疫対策特別措置法が制定された。

口蹄疫対策特別措置法は、民主、自民、公明の3党合意を経て衆議院農林水産委員長の提案により提出され、平成22年5月28日に成立。同年6月4日に公布・施行されたと説明されている。以下は、農水省HPより完全な「事後報告」となった説明からの抜粋である。

口蹄疫対策特別措置法Q&A

Q10. 今回、川南を中心とする区域を患畜及び疑似患畜以外の家畜の殺処分を行う地域として指定し、予防的殺処分を行った理由は何ですか？

A 都道府県知事は、本規定に基づき、家畜伝染病予防法第3章に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が指定する地域において患畜及び疑似患畜以外の家畜を所有する者に、当該家畜を殺すべきことを勧告することができることとされています。川南を中心とする区域では、移動制限区域内のすべての偶蹄類家畜を対象としたワクチン接種を行いました。しかしながら、ワクチンを接種した家畜は、感染した場合、ウイルスを保有し続け、新たな発生原因となる可能性があるとともに、体内に抗体ができ感染しているかどうか区別が付きにくくなり、これ

を放置した場合、摘発されずに急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延につながりかねません。他方で、家畜伝染病予防法第3章においては、患畜及び疑似患畜以外の殺処分に関する規定がないことから、口蹄疫ワクチンを接種した家畜を殺処分するためには、口蹄疫対策特別措置法第6条第1項の規定による勧告を行う必要があります、本規定に基づく地域指定を行いました。

上記筆者による下線部の根拠を明らかにする為情報公開請求を行った。請求した文書は次の通りである。

A. ワクチンを接種した家畜は感染した場合、ウイルスを保有し続け、新たな発生原因となる可能性があるとした根拠となる農林水産省が保有する一切の文書。

B. 体内に抗体ができ感染しているかどうか区別がつきにくくなるとした根拠となる農林水産省が保有する一切の文書。

上記請求の結果、農水省は、**A.** 及び **B.** の文書について行政文書として保有しておらず、不存在のため不開示とした。

1-4 破綻している農水省の大嘘

不存在などありえないが、農水省は次のように説明した。「請求内容に該当する文書は、(独)動物衛生研究所HP上の以下の資料である」。

①口蹄疫(foot-and-mouth disease)

<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/fact/03.html>

②口蹄疫ウイルスと口蹄疫の病性について(総説)

(元ウイルス病研究部・病原ウイルス研究室長 村上洋介)

<http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/FMD/sousetsu1997.html>

ところが①の資料には、

「感染動物とワクチン接種動物の識別に用いる非構造タンパクを抗原とした ELISA が開発されている。」

と明記されている。

(独)動物衛生研究所の行う病性鑑定は、国際獣疫事務局(OIE)の定める口蹄疫の診断方法に基づいている。OIEの(陸生動物のための診断法とワクチンのマニュアル)の2000年版(H12年)以降、ワクチン接種に関係無くウイルス感染による抗体検出が可能な検査法であるNSP-ELISAが規定されている。

(独)動物衛生研究所の坂本研一研究管理監(牛豚等疾病小委員会第10回に出席)は、OIE動物疾病科学委員会の委員として口蹄疫ワクチン接種し口蹄疫を予防している国や地域の清浄国認定を行っている。

ワクチン接種清浄国の認定は、ワクチン接種動物の口蹄疫ウイルス感染の有無が抗体検査で可能であることが前提となっている。またワクチン接種清浄国は、口蹄疫ウイルスがないという点でワクチン不接種清浄国と科学的に同じであると坂本研一研究管理監は、筆者に説明している。(独)動物衛生研究所は、OIE動物疾病科学委員会について次のように説明している。

「2003年5月18-23日にパリで開催された第71回OIE総会において、動物衛生研究所海外病研究部の坂本研一診断研究室長がOIE動物疾病科学委員会の副会長に選出されました。この委員会は国際家畜衛生規約委員会等とともにOIE専門家委員会の1つで、会長、副会長、事務局長および数名の委員で構成されます。委員会の主要委員となることは、疾病防除・制圧の効果的戦略の評価、加盟国自身あるいは特定地域の特定疾病(口蹄疫、牛疫、牛肺疫、牛海綿状脳症)に関する「清浄化」申請の検証という任務に対し大きな責任を持つこととなります」

ところが、坂本研一研究管理監は、研究期間：2005~2007年「口蹄疫を対象とした輸入検疫措置に関する研究」と題した事業の中で論文を発表してNSP抗体検査の有用性を認めながらも、さらなる有用性の検討が必要とし、未だに結論を先送りしている。また2010年4月20日の口蹄疫発生当初の第10回牛豚等疾病小委員会に出席していながら、第三者委員会とされる口蹄疫対策検証委員会委員でもあった。

②の資料は、1997年当時の農林水産省家畜衛生試験場 村上洋介ウイルス病研究部病原ウイルス

研究室長による。尚、家畜衛生試験場は、2001年に（独）動物衛生研究所に改組され、2008年に村上洋介氏は2008動物衛生研究所長となっている（退官後2010年より帝京科学大学教授）。2010年に発生した口蹄疫についての口蹄疫対策検証委員会委員であり牛豚等疾病小委員会第17回（平成23年6月10日）から委員長である。

農水省が「提示」したこの資料には、1992年に行われた口蹄疫のキャリアーに関する欧州委員会の統一見解が引用されている。以下一部抜粋

「キャリアー動物が感受性家畜へウイルスを伝播したという実験的確認は乏しいが、キャリアー動物が口蹄疫の発生に関与したという野外例が確認されており、移動などのストレスがキャリアー動物からの伝播を促進すると考えられる。」

しかしながらワクチン接種動物がキャリアーとなった場合にそれが感染源になるのかについては全く触れていない。

口蹄疫ウイルスと口蹄疫の病性について（総説）より5. 診断2）日本における口蹄疫の診断の功より以下抜粋「わが国は口蹄疫のワクチンを使用していない清浄国である。従って、ワクチン接種を行っている地域で問題になるキャリアー動物の問題はなく、ウイルスの隠蔽（masked infection）は起こらないことを前提に、感染動物や発病動物の摘発を行う。」

上記下線を引いた記述について、ワクチン接種国のOIEによる口蹄疫清浄国認定であるが、1995年のOIE総会で口蹄疫の清浄国認定の規定が採択され1996年からワクチン接種と非接種の清浄国認定がなされている。

当時のワクチン接種清浄国認定における清浄性の確認は、臨床観察が主体であったが、農水省が提示したこの②の資料にも以下の記述がある。

「～NS蛋白質に対する抗体の検出は野外ではウイルス感染を意味し、その抗体検査によりワクチン接種動物と感染動物の識別が可能となる。このため、NS蛋白質に対する抗体検査手法は、ワクチン接種地域におけるキャリアー動物の摘発手法になる可能性があって、各国で研究が行われている。」

その後①の資料について記述した通りOIEの2000年版（H12年）からワクチン接種に関係無くウイルス感染による抗体検出が可能なNSP-ELISAが規定され、それによりワクチン接種清浄国の認定がなされている。

1-5 家畜疾病村の掟

しかしながら農水省は、ワクチン接種清浄国を汚染国とみなしている。その理由は、結局のところ「知見」が無いからとしている。1997年の資料を「提示」してきたのは、その為である。NSP抗体検査を日本で採用すればOIE認定ワクチン接種清浄国を日本が汚染国とする前提が無くなる。ワクチン接種動物と感染動物の識別が可能となるNSP抗体検査の無視が、口蹄疫における家畜疾病村の掟であろう。

2. 家畜疾病村の掟の代償

2-1 そもそも「殺処分」の目的は、何か

考察したように、口蹄疫対応は、全く根拠の無い歪められたワクチン接種のデメリットに基づくため、正当性が欠落している。**家畜伝染病予防法**は、「家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及び蔓延を防止することにより、畜産の振興を図ること」を目的としている。口蹄疫を悪性の伝染病だとするなら予防可能なワクチン接種がなされないことは、先ず根底から法の目的に反している。**口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（以下、口蹄疫指針）**のワクチンの項目でも根拠の無い口蹄疫ワクチンの欠点が強調され、迅速な殺処分が最も効果的とされている。そもそも殺処分の目的や効果は、何か。以下は、**口蹄疫指針の第1基本方針**

「本病の防疫対策は、第一に本病の発生国からの病原体の侵入を防止すること、第二に本病が発生した場合にはその被害を最小限に食い止めることが基本となる。このため、国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施することが重要である。」（下線部は筆者による）

さらに以下は、**口蹄疫指針の第1基本方針3ワクチンの項目。**

「(1) 本病の現行のワクチンは、発症の抑制に効果があるものの、感染を完全に防御することはできないため、無計画・無秩序なワクチンの使用は、本病の発生又は流行を見逃すおそれを生ずることに加え、清浄性確認のための抗体検査の際に支障を来し、清浄化を達成するまでに長期間かつ多大な経済的負担や混乱を招くおそれがある。このため、我が国における本病の防疫措置としては、早期の発見と患畜等の迅速な殺処分により、短時間のうちにまん延を防止することが最も効果的な方法である。万が一、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合には、ワクチンの使用を検討することとなるが、ワクチンの使用に当たっては、農林水産省と協議し、計画的な接種を行うことが必要である。」

上記下線部の通り殺処分は、迅速性を効果としている。さらに**口蹄疫指針**では、殺処分対象を感染した動物のみならず発生農場及び原則関連農場全頭としウイルスを撲滅するとしている。殺処分に要する時間は、**家畜伝染病予防法第15条(通行しゃ断)**に基づき**口蹄疫指針**に72時間以内(応急的な防疫措置、すなわち、予備的消毒、家畜の殺処分、その他病原体の拡散防止のための当面の措置が完了するまでの期間とする。)との記述がある。

2-2 ワクチンの接種時期

それでは殺処分と移動制限では、蔓延防止が困難となるのはどう判断するのか。ワクチンが必要な時期はいつか。**口蹄疫指針**には、以下に規定されている。

「口蹄疫指針の第2防疫措置7ワクチン

都道府県知事は、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合であって、早期の清浄化を図る上で必要がある場合に、法第31条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施することとし、接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限する。」

これでは、具体的なことがわからない。**口蹄疫指針**(平成16年12月1日公表)の後に公表された**豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針**

(以下、**豚コレラ指針**)(平成18年3月31日公表)であるが、疾病発生時の基本方針である殺処分とワクチン接種による防疫措置の方法に差異

は無い。このことは、農水省動物衛生課にも確認している。以下、**豚コレラ指針**の抜粋

3 発生農場における措置

(2) 殺処分 カの抜粋

「なお、迅速な殺処分又は死体の処理が困難と判断される場合には、発生農場において、7によりワクチン接種を実施し、本病のまん延を防止することができる。」

7 ワクチン

「都道府県知事は、原則として、大規模農場で本病が発生し、又は同一の防疫区域内の複数の農場で本病が続発し、発生農場の飼養豚の迅速なとう汰が困難となり、又は困難になるおそれがあると判断される場合に、法第31条の規定に基づき、以下のとおりワクチン接種を実施する。農林水産大臣は、必要に応じ、法第47条の規定に基づきワクチン接種を実施すべき旨を指示する。」

豚コレラ指針は、口蹄疫指針に比較すると具体的といえる。大規模農場の定義は、かつては規定されていなかったが、現在では、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の規定で豚3千頭、牛(成牛)及び水牛では2百頭以上等とされている。

(独)動物衛生研究所研究管理監でOIE科学委員会事務局長でもある坂本研一氏は、ワクチンの接種時期は、専門家でも難しいと主張したが、次のページの表をみると3例目で既にワクチン接種の条件となっている。

2-3 全くなされなかったワクチン接種

「口蹄疫ウイルスが豚に感染するときわめて大量のウイルスを排泄し、大規模な流行を招来する」これは2000年当時の寺門誠致口蹄疫対策本部長による報告書の記述である。ところが、豚への感染を確認した4月28日、同日に開かれた(寺門氏も委員の)牛豚等疾病小委員会では、「豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられる～」と逆の審議結果になっている。また寺門氏は、同委員会委員として**口蹄疫指針**作成当事者である。次ページの資料2に「殺処分待機疑似患畜」とあるが、殺処分の前提となる迅速性という防疫上の効果と目的が霧消している。蔓延するのは必然である。「一頭でも感染すれば全頭皆殺し」が自己目的化した。家畜伝染病予防法に基づくワクチン接種が妨害されていたことは自明である。

	市町村	飼養形態	検査結果 判明日	殺処分 完了					
1例目	都農町	牛繁殖(16頭)	4月20日	4月21日	20例目	川南町	養豚(797頭)	5月4日	5月15日
2例目	川南町	酪農・肉牛(68頭)	4月21日	4月24日	21例目	川南町	養豚(686頭)	5月5日	5月15日
3例目	川南町	牛肥育(118頭)	4月21日	4月25日	22例目	えびの市	養豚(320頭)	5月4日	5月5日
4例目	川南町	牛繁殖(64頭)	4月22日	4月27日	23例目	川南町	養豚(4724頭)	5月5日	5月15日
5例目	川南町	牛一貫(76頭)	4月23日	4月29日	24例目	川南町	養豚(680頭)	5月6日	5月10日
6例目	都農町	水牛(42頭)・養豚(2頭)	4月23日	4月26日	25例目	川南町	養豚(4601頭)	5月6日	5月18日
7例目	川南町	牛肥育(725頭)	4月25日	5月1日	26例目	川南町	養豚(1240頭)	5月6日	5月16日
8例目	川南町	牛肥育(1019頭)	4月26日	5月6日	27例目	川南町	牛繁殖(29頭)	5月6日	5月11日
9例目	えびの市	牛肥育(277頭)	4月28日	5月1日	28例目	川南町	牛繁殖(32頭)	5月6日	5月15日
10例目	川南町	養豚(486頭)	4月28日	4月29日	29例目	川南町	養豚(3689頭)	5月6日	5月15日
11例目	川南町	酪農(50頭)	4月29日	5月1日	30例目	川南町	牛繁殖(51頭)	5月6日	5月12日
12例目	川南町	養豚(1473頭)	4月30日	5月4日	31例目	川南町	養豚(515頭)	5月6日	5月13日
13例目	川南町	養豚(3882頭)	5月1日	5月5日	32例目	川南町	養豚(1255頭)	5月6日	5月15日
14例目	川南町	養豚(333頭)	5月2日	5月6日	33例目	川南町	養豚(140頭)	5月6日	5月13日
15例目	川南町	牛肥育(425頭)	5月2日	5月6日	34例目	川南町	酪農・肉牛(75頭)	5月6日	5月12日
16例目	川南町	牛繁殖(4頭)	5月3日	5月4日	35例目	川南町	養豚(2頭)	5月6日	5月10日
17例目	川南町	牛繁殖(36頭)	5月3日	5月6日	36例目	川南町	牛繁殖(47頭)	5月7日	5月16日
18例目	川南町	養豚(15957頭)	5月4日	5月18日	37例目	川南町	養豚(6104頭)	5月7日	5月19日
19例目	川南町	養豚(3667頭)	5月4日	5月12日	38例目	川南町	養豚(8378頭)	5月7日	5月22日
					39例目	川南町	養豚(1906頭)	5月7日	5月18日
					40例目	川南町	牛繁殖(19頭)	5月7日	5月30日

2-4 掟の代償

殺処分を前提としたワクチン接種について東宮原宮崎県知事（当時）が自身のブログで朝日新聞2010年7月23記事 をとりあげ、次のように書いている。

「OIEの国際規約では「汚染国」と認定された国が発生の恐れがない「清浄国」に戻るには①殺処分だけの場合は感染例がなくなってから3ヶ月後、②殺処分に加え、ワクチン接種をした場合は接種された動物を殺処分してから3ヶ月後となっていた。だがOIEは02年の総会で、ワクチン接種した家畜に自然感染による抗体がないことを証明すれば6ヶ月後に清浄国に戻る「第3の選択肢」を加えた。その場合、殺処分は接種した家畜全てではなく自然感染による抗体があるものだけでよいという。ワクチン接種実施（本県はマーカーワクチン採用）のとき、ワクチンを打つたらとにかく殺処分としていた国の主張・対応はどうなるのか？ならば、今回どうして殺処分ありきになってしまったか」（抜粋）

この根本的な疑問に対し農水省は国民に一切説明していないが、ワクチン接種動物と感染動物の識別が可能となるNSP抗体検査を無視するという家畜疾病村の掟を死守するためであったことは間違い無い。

資料2

発生頭数と殺処分頭数

